

報告第 3 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
令和2年12月1日	152,075円	足立区大谷 田在住者	令和 2 年 9 月 5 日午後 4 時頃、相手方が区道に隣 接する駐車場に入庫しよ うとしたところ、固定が 不十分な L 形側溝が跳ね 上がり、相手方の自動車 底部に接触し、ラジエタ ーホース等が損傷する損 害を与えた。